

富山労働局発表  
令和7年8月18日

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室  
室長 成田 丞志  
室長補佐 山田 和宏  
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

## 富山県最低賃金「時間額1,062円」を答申 ～過去最大64円の引上げ額～

- 富山地方最低賃金審議会（会長 柳原 佐智子）は富山労働局長（小島 悟司）に対し、本日、現行の富山県最低賃金、時間額998円を64円引き上げ、1,062円に改正することが適当である旨の答申を行いました。  
これは、富山県最低賃金が設定された昭和47年以降最大の引上げ額です。
- 富山労働局は、この答申を踏まえ、富山県最低賃金の改正に係る手続き（異議申出の公示など）を進めます。
- 改正された最低賃金は、本年10月12日に発効する見込みです。
- 今後とも、改正後の最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げの環境整備等を図るための各種支援策について、広く周知し、中小企業・小規模事業者等への支援に取り組んでまいります。

### 【答申までの経過】

- 令和7年7月15日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会会長に改正諮問。
- 令和7年8月4日、厚生労働省に設置された中央最低賃金審議会では富山県を含むBランクは63円引上げと目安を答申。
- 富山県最低賃金専門部会において、7月30日、8月7日、8日、18日と集中的に金額審議した後、本日、富山地方最低賃金審議会において答申となる。

### 【富山県最低賃金額、対前年度引上率及び引上額の推移(過去5年)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	877円	908円	948円	998円	1,062円
対前年度引上率	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%	6.41%
対前年度引上額	28円	31円	40円	50円	64円

### 【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- 業務改善助成金（事業場内最低賃金の引き上げを要件に、生産性向上に資する設備投資等への助成）
- キャリアアップ助成金（いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成）

## 富山県(地域別)最低賃金額の推移

【参考1】

	日額			時間額			発効日	備考
	引上額	引上率		引上額	引上率			
昭和47年度	1,000円	(円)	(%)	125円	(円)	(%)	S47.10.1	新設
昭和48年度	1,200円	200	20.00	150円	25	20.00	S49.3.24	
昭和49年度	1,640円	440	36.67	205円	55	36.67	S50.2.27	
昭和50年度	1,895円	255	15.55	237円	32	15.61	S51.1.14	
昭和51年度	2,070円	175	9.23	259円	22	9.28	S51.11.5	
昭和52年度	2,275円	205	9.90	285円	26	10.04	S52.10.28	
昭和53年度	2,420円	145	6.37	304円	19	6.67	S53.10.5	
昭和54年度	2,570円	150	6.20	322円	18	5.92	S54.10.5	
昭和55年度	2,749円	179	6.96	344円	22	6.83	S55.10.5	
昭和56年度	2,924円	175	6.37	366円	22	6.40	S56.10.4	
昭和57年度	3,081円	157	5.37	386円	20	5.46	S57.10.4	
昭和58年度	3,179円	98	3.18	400円	14	3.63	S58.10.5	
昭和59年度	3,277円	98	3.08	410円	10	2.50	S59.10.3	
昭和60年度	3,395円	118	3.60	426円	16	3.90	S60.10.3	
昭和61年度	3,497円	102	3.00	438円	12	2.82	S61.10.1	
昭和62年度	3,574円	77	2.20	447円	9	2.05	S62.10.1	
昭和63年度	3,681円	107	2.99	461円	14	3.13	S63.10.1	
平成元年度	3,831円	150	4.07	479円	18	3.90	H1.10.1	
平成2年度	4,016円	185	4.83	502円	23	4.80	H2.10.1	
平成3年度	4,212円	196	4.88	527円	25	4.98	H3.10.1	
平成4年度	4,388円	176	4.18	549円	22	4.17	H4.10.1	
平成5年度	4,523円	135	3.08	566円	17	3.10	H5.10.1	
平成6年度	4,631円	108	2.39	579円	13	2.30	H6.10.1	
平成7年度	4,737円	106	2.29	593円	14	2.42	H7.10.1	
平成8年度	4,836円	99	2.09	605円	12	2.02	H8.10.1	
平成9年度	4,942円	106	2.19	618円	13	2.15	H9.10.1	
平成10年度	5,031円	89	1.80	629円	11	1.78	H10.10.1	
平成11年度	5,076円	45	0.89	635円	6	0.95	H11.10.1	
平成12年度	5,116円	40	0.79	640円	5	0.79	H12.10.1	
平成13年度	5,151円	35	0.68	644円	4	0.63	H13.10.1	
平成14年度	—	—	—	644円	0	0.00	H14.10.1	時間額単独方式に移行
平成15年度	—	—	—	644円	0	0.00	↓	
平成16年度	—	—	—	644円	0	0.00	↓	
平成17年度	—	—	—	648円	4	0.62	H17.10.1	
平成18年度	—	—	—	652円	4	0.62	H18.10.1	
平成19年度	—	—	—	666円	14	2.15	H19.10.20	
平成20年度	—	—	—	677円	11	1.65	H20.10.25	
平成21年度	—	—	—	679円	2	0.30	H21.10.18	
平成22年度	—	—	—	691円	12	1.77	H22.10.27	
平成23年度	—	—	—	692円	1	0.14	H23.10.1	
平成24年度	—	—	—	700円	8	1.16	H24.11.4	
平成25年度	—	—	—	712円	12	1.71	H25.10.6	
平成26年度	—	—	—	728円	16	2.25	H26.10.1	
平成27年度	—	—	—	746円	18	2.47	H27.10.1	
平成28年度	—	—	—	770円	24	3.22	H28.10.1	
平成29年度	—	—	—	795円	25	3.25	H29.10.1	
平成30年度	—	—	—	821円	26	3.27	H30.10.1	
令和元年度	—	—	—	848円	27	3.29	R1.10.1	
令和2年度	—	—	—	849円	1	0.12	R2.10.1	
令和3年度	—	—	—	877円	28	3.30	R3.10.1	
令和4年度	—	—	—	908円	31	3.53	R4.10.1	
令和5年度	—	—	—	948円	40	4.41	R5.10.1	
令和6年度	—	—	—	998円	50	5.27	R6.10.1	
令和7年度	—	—	—	1,062円	64	6.41	R7.10.12	額は答申額 発効日は見込み

## 令和7年度最低賃金改正手続の流れ

